平成２６年（フ）第２１３０号
愛知県愛知郡東郷町北山台２丁目７番地５
セントテラス北山台301号
破産者　大須賀直行
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１３７号
愛知県春日井市宮町１丁目12番地２　ラ・キャッスル春日井Ⅱ205号
破産者　横関　美香（旧姓兵頭）
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２号
名古屋市中区新栄３丁目19番５号　エクセランス新栄402号、住民票上の住所愛知県知多市八幡字堀切50番地の７
破産者　岩本登美子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―1126号　堀田団地
破産者　濱口　隆子
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８３号
愛知県春日井市柏井町５丁目93番地　シャトー柏井102号
破産者　三浦　順子
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６４号
福井県三方上中郡若狭町新道第48号24番地
破産者　来福美希代
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市五軒邸４丁目35番地１　101
破産者　藤田　春義
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県加古川市平岡町新在家482番地の１ライブタウン105号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府723番地の３
破産者　安田　眞一
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2108番地
破産者　森田　篤行
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４５号
熊本県宇土市入地町200番地１　入地団地13―３
破産者　山田　智範
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８８号
熊本市南区御幸笛田６丁目３番13号、前住所福岡市東区香住ヶ丘４丁目26番17号
破産者　東　　礼子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第４７号
千葉県印西市中央北２丁目１番地３―325号
再生債務者　千葉　　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月20日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第１号
長崎県島原市大手原町甲2217番地６
再生債務者　三浦　千秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月19日
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２６年（再イ）第１３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2161番地２
再生債務者　金井　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月20日　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（再イ）第５９号
川崎市中原区上小田中６丁目47番１―101号　カーサ・アレグリア
再生債務者　高橋　斎治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月19日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再イ）第４１号
大阪市東住吉区桑津１丁目26番16号
再生債務者　髙塚　伸彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２号
大阪府和泉市府中町２丁目２番21号
再生債務者　川上　高弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月19日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２２号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目15番地９　サンクタスヒューマンたまプラーザ603
再生債務者　田中　泰晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３８号
滋賀県草津市青地町218番地16
再生債務者　永田　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月19日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第５４号
大阪府泉大津市昭和町５番４―24号
再生債務者　齊藤　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年５月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年５月18日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係